

公 告 第 12 号

健康保険法第 47 条 1 項第 2 号に規定された、当組合の任意継続被保険者に関する
令和 8 年度標準報酬月額を下記のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 12 日
安田日本興亜健康保険組合
理事長 米川 孝
(公印省略)

記

1. 令和 7 年 9 月 30 日における当組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額

430,359 円

2. 1 の標準報酬月額

440,000 円 (28 等級)

3. 適用期間

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日

以 上